

令和7年11月市議会通常会議 教育厚生常任委員会説明資料



議案第142号

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年12月11日(木)

こども未来部幼保支援課

1 改正趣旨

標記の件で、令和7年9月10日付け児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(令和7年内閣府令第80号)及び令和7年9月16日付け児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第82号)等が公布され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)における規定が改正されたことを受け、大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についても同省令と同様の改正を行うもの

2 改正理由

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の根拠となる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)における規定が改正されたため

3 改正内容

・虐待行為を規定した箇所の改正

家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、改正後の児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定した。

・地域限定保育士の一般制度化に伴う保育士の規定の改正

地域限定保育士が一般制度化されたことから、各施設等に置かなければならぬとされている保育士について、地域限定保育士も追加することとした。

・健康診断方法の改正

母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査の内容が家庭的保育事業者等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、家庭的保育事業者等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとした。

4 施行期日

公布の日から施行

5 改正部分の抜粋

現行	改正後				
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)				
第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。				
(利用乳幼児及び職員の健康診断)	(利用乳幼児及び職員の健康診断)				
第17条 <u>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u>	第17条 <u>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u>				
	<table border="1"> <tr> <td><u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td></tr> <tr> <td><u>乳幼児に対する健康診査</u></td><td><u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td></tr> </table>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>
<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>				
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>				

現行	改正後
(設備の基準)	(設備の基準)
<p>第22条 家庭的保育事業は、家庭的保育者(市長が行う研修(滋賀県知事その他の機関が行う研修で、市長が指定するものを含む。次条第2項において同じ。)を修了した<u>保育士</u>であって、法第34条の20第1項第3号に該当せず、かつ、その保育する乳幼児の保育に専念できる者として市長が認めるものに限る。以下同じ。)の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとして市長が適当と認める場所(次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。</p>	<p>第22条 家庭的保育事業は、家庭的保育者(市長が行う研修(滋賀県知事その他の機関が行う研修で、市長が指定するものを含む。次条第2項において同じ。)を修了した<u>保育士(法第18条の28第1項の規定による滋賀県知事の登録を受けている者を含む。第23条第2項、第29条(第3項を除く。)、第31条(第3項を除く。)、第44条(第3項を除く。)及び第47条(第3項を除く。)において同じ。)</u>であって、法第34条の20第1項第3号に該当せず、かつ、その保育する乳幼児の保育に専念できる者として市長が認めるものに限る。以下同じ。)の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとして市長が適当と認める場所(次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。</p>